

笛吹市こどもの居場所づくり支援事業実施要綱

令和 8 年 3 月 27 日

告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域の公共施設等を活用し、子供たちが放課後や休日などに安心して立ち寄ることができる居場所を設けることで、子供の健やかな成長を支えるとともに、豊かな人間性や社会性を身につけることができる環境を整えるため、こどもの居場所づくりを行う団体に対して予算の範囲内でこどもの居場所づくり支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、地域こどもの生活支援強化事業実施要綱(令和 5 年 12 月 13 日付けこ支第 310 号こども家庭庁支局長通知)及び笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 無料又は低額(実費相当額)で、子供に食事等を提供する活動
- (2) 学習支援 無料又は低額(実費相当額)で、子供に学習の機会を提供する活動
- (3) 体験活動 無料又は低額(実費相当額)で、キャンプ、農作物の収穫、遊び等、子供に様々な体験を提供する活動
- (4) こどもの居場所づくり 市内の公共施設又は事業所等を活用し、子ども食堂、学習支援又は体験活動を実施し、子供同士又は地域住民と交流等を行うものをいう。

(補助金の交付対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、市内においてこどもの居場所づくりを目的とした取組を自主的に行う団体のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内において活動を行っていること。
- (2) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。
- (3) 運営を継続的に実施する体制を整えていること。
- (4) 責任者を配置し、食中毒、食物アレルギー、防犯、防災等、安全安心な運営に配慮できること。

- (5) 本市の市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下にある団体でないこと。

(補助金の交付対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、こどもの居場所づくりを行う事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 子供及びその保護者の誰もが自由に参加できる事業であること。この場合において、参加者の半数以上は市民であること。
- (2) 市内の公共施設又は事業所等、子供が安全安心に過ごせる場所において実施する事業であること。
- (3) 当該年度に 1 回以上開催し、1 回当たりの開催時間は 2 時間以上とする。
- (4) 1 回当たりの対象人数は、こども食堂については 10 食以上とし、その内の半数以上が子供を対象とするものであること。また、学習支援及び体験活動については、10 人以上とする。
- (5) 開催時に、常駐できる責任者を配置するとともに、責任者とは別に、活動の補助ができるスタッフを配置すること。
- (6) 子供及びその保護者等に対し情報が届くようにするため、団体名又は事業所名、開催日時、活動内容、開催場所及び連絡先等の情報を市のホームページ等において公表することについて同意すること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する経費又は事業は、補助の対象としない。

- (1) 同一年度において、本市から他の制度による補助、助成又は委託を受け対象となった経費
 - (2) その他市長が適当でないと認める事業
- (補助金の交付対象経費)

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象としない。

- (1) 対象団体の恒常的職員に係る人件費及び事務所等の維持管理費等、経常的な活動に要するもの
- (2) 事業に直接必要としない又は市が特定できないもの
- (3) 通常より著しく高額又は高級と判断されるもの
- (4) 補助対象経費に係る仕入税額控除の対象となる消費税及び地方消費税

相当額

(5) その他市長が不適當と認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 開設準備費 5万円又は補助対象経費の2分の1のいずれか少ない方の額

(2) 運営費 1回の開催につき1万円を上限とし、当該年度で合計12万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1団体につき同一の年度内に2回までとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする対象団体は、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、当該年度の事業開始前に、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 事業収支予算書

(3) 団体調書

(4) 団体の規約及び構成員名簿

(5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により、不適當と認めるときはこどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりその理由を付して、申請のあった対象団体に通知するものとする。

2 市長は、適正な補助金の交付を行うために必要があるときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

(補助金の交付申請の変更等)

第9条 前条の規定による交付決定通知書を受けた対象団体は、補助金の交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止するときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業計画に記載された事業のうち、事業の実施内容及び経費を除く変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による承認申請書があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときはこどもの居場所づくり支援事業補助金変更(中止・廃止)
承認通知書(第5号様式)により、不適当と認めるときはこどもの居場所づくり
支援事業補助金変更(中止・廃止)不承認通知書(様式第6号)によりその理
由を付して、承認申請のあった対象団体に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 第8条第1項の規定による交付決定通知書を受けた対象団体(以下
「交付決定団体」という。)は、補助対象事業が完了したときは、補助対象
事業の完了日から30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の翌年度の
4月10日のいずれか早い日までに、こどもの居場所づくり支援事業補助金
実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければ
ならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業収支決算書
- (3) 領収書の写し等支出が確認できる書類
- (4) 事業実施が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その
内容を審査し、適当と認めるときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金
額確定通知書(様式第8号)により、交付決定団体に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額の確定をした場合において、当該確
定額を超える補助金が既に交付されているときは、こどもの居場所づくり支
援事業補助金超過交付分返還命令書(様式第9号)により、期限を定めて交付
決定団体に返還を命ずるものとする。

(補助金の請求等)

第12条 前条第1項の規定による確定通知書を受けた交付決定団体は、速や
かにこどもの居場所づくり支援事業補助金請求書(様式第10号)を市長に提
出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、請求のあった交
付決定団体に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補
助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

- (2) 交付決定の内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 補助対象事業を実施せず、又はその補助対象事業の成績が良好でないと認められるとき。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第 11 号)により、交付決定団体に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、こどもの居場所づくり支援事業補助金返還命令書(様式第 12 号)により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の概算払)

- 第 14 条 市長は、事業の目的を達成するために特に必要と認める場合は、第 8 条第 1 項の規定による補助金の交付決定の後に、補助金の額の全部又は一部を概算払により交付することができる。
- 2 交付決定団体は、前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする場合は、こどもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び調査)

- 第 15 条 市長は、補助対象事業の実施に関し、必要があると認めるときは、交付決定団体に対し報告を求め、又は調査することができる。

(関係書類の保管)

- 第 16 条 交付決定団体は、補助対象事業に係る収支の帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

- 第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日ま

でになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

種別	補助対象経費	内容
開設準備費	備品購入費	調理家電等(冷蔵庫、炊飯器、机等)、補助対象事業で使用する単価が1万円以上のもの
	その他開設準備に必要と認められる経費	看板、のぼり旗、調理器具等、複数回の開催で利用できるもの
運営費	報償費	講習会の講師に対する謝礼等
	消耗品費、教材費、食材料費	紙、プリンターインク、教材、食材等、補助事業で使用する単価が1万円未満のもの
	印刷製本費	コピー代、パンフレットやチラシ印刷、写真現像等
	通信運搬費	郵便料、電話料等
	保険料	損害保険の保険料等
	会場使用料、賃借料、光熱水費	実施場所の使用料、物品の借上料、光熱水費等

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者

こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書

次のとおりこどもの居場所づくり支援事業補助金の交付を受けたいので、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、添付書類を公開(代表者及び担当者連絡先・構成員名簿を除く。)することに承諾します。

1 事業名

2 事業の申請回数

回目

3 事業経費

- | | |
|-------------|---|
| (1) 事業経費 | 円 |
| (2) 補助金対象経費 | 円 |

4 交付申請額

円

5 添付書類

- (1) 事業計画書(別紙 1)
- (2) 事業収支予算書(別紙 2)
- (3) 団体調書(別紙 3)
- (4) 団体の規約及び構成員名簿
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(別紙 1)

事業計画書

種別	こども食堂 ・ 学習支援 ・ 体験活動 ※対象の事業に○で囲んでください。
事業名	
事業目的	
実施予定日 (期間)	年 月 日～ 年 月 日
実施場所	※実施場所が限定される場合は、位置図も添付してください。
事業内容 及び スケジュール	

(別紙 2)

事業収支予算書

1 収入

(単位：円)

項 目	予算額	内容
補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出

(単位：円)

科 目		予算額	内容
補助対象経費			
補助対象経費計(A)			
補助対象外経費			
補助対象外経費計(B)			
総事業費(A)+(B)			

別紙 3

団体調書

団体名	
設立時期	年 月 設立(実質活動年数 年 か月)
設立目的	
構成員数	人 (うち笛吹市民 人)
主たる活動場所及び 市内活動拠点	
活動内容 及び活動実績	

総会資料、パンフレット等の団体内容、活動がわかるものがあれば添付してください。

次の内容については、非公開情報となります。

代表者	住所	〒
	氏名	
	固定電話	
	携帯電話	
	E-Mail	
連絡担当者 (代表者と異なる 場合のみ記入)	住所	〒
	氏名	
	固定電話	
	携帯電話	
	E-Mail	

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長



こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこどもの居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

1 事業名・事業の回数

回目

2 交付決定額

円

3 交付条件

- (1) こどもの居場所づくり支援事業補助金は、交付決定を受けた補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定による補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。
- (3) 補助対象事業の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業を完了した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)には、遅くとも補助対象事業を完了した日の属する年度の翌々年度の 6 月 30 日までに市長に報告しなければならないこと。この場合において、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならないこと。
- (5) 補助対象事業が年度中の予定期間内に完了できない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

様式第 3 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長



こどもの居場所づくり支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったこどもの居場所づくり支援事業
補助金交付申請について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要
綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の不交付を決定したので通知
します。

不交付の理由

様式第 4 号(第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
申請者 団体名
代表者

こどもの居場所づくり支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこどもの居場所づくり支援事業補助金について、次のとおり変更(中止・廃止)したいので、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付決定額

円

3 変更(中止・廃止)後の交付申請額

円

4 変更(中止・廃止)の内容

5 変更(中止・廃止)の理由

6 添付書類

- (1) こどもの居場所づくり支援事業補助金申請書の添付書類のうち変更等のあった書類
- (2) 見積書等の経費の根拠となる資料
- (3) その他市長が必要と認めるもの

様式第 5 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長



こどもの居場所づくり支援事業補助金変更(中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあったこどもの居場所づくり
支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要
綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり変更(中止・廃止)を承認したので通
知します。

1 承認した変更(中止・廃止)内容

2 変更(中止・廃止)後の交付決定額

円

様式第 6 号(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長



こどもの居場所づくり支援事業補助金変更(中止・廃止)不承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあったこどもの居場所づくり
支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要
綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり変更(中止・廃止)を不承認としたの
で通知します。

不承認の理由

様式第 7 号(第 10 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
報告者 団体名
代表者

こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこどもの居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり実績を報告します。

1 事業名

2 事業の申請回数

回目

3 補助金額等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 補助対象経費 | 円 |
| (2) 決算額 | 円 |
| (3) 補助金額 | 円 |
| (4) 既交付済補助金額 | 円 |

4 添付書類

- (1) 事業報告書(別紙 4)
- (2) 事業収支決算書(別紙 5)
- (3) 領収書の写し等支出が確認できる書類
- (4) 事業の実施が確認できる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(別紙 4)

事業報告書

実施日 (期間)	年 月 日～ 年 月 日
事業結果 (活動日・参加人数・実施内容等)	
事業の成果 事業目的の達成度合い	
反省及び 今後の課題	
助成終了後に事業を継続していく 見通し	
購入備品の 使用状況	

(別紙 5)

事業収支決算書

1 収入

(単位：円)

項 目	予算額	収入済額	増減	内容
補助金				
自己資金				
合 計				

2 支出

(単位：円)

科 目		予算額	支出済額	増減	内容
補助対象経費					
補助対象経費計(A)					
補助対象外経費					
補助対象外経費計(B)					
総事業費(A)+(B)					

※領収書の写しは番号を振り、領収書一覧(任意様式)を添付してください。

様式第 8 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長



こどもの居場所づくり支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったこどもの居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額

円

様式第 9 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

笛吹市長 印

こどもの居場所づくり支援事業補助金超過交付分返還命令書

年 月 日付け 第 号で補助金額を確定したこどもの
居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業
補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり既に交付した補助金
の返還を命じます。

- 1 交付済みの補助金額
円
- 2 交付確定額
円
- 3 返還すべき補助金額
円
- 4 返還金の納期限
年 月 日

様式第 10 号(第 12 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
請求者 団体名
代表者

こどもの居場所づくり支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のあったこ
もの居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援
事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額

円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第 11 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名

様

笛吹市長



こどもの居場所づくり支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したこどもの居場所づくり支援事業補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 13 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 取消しの理由

2 交付決定額

円

3 取消後の交付決定額

円

4 交付決定取消年月日

年 月 日

様式第 12 号(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

笛吹市長 印

こどもの居場所づくり支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を取り消したこどもの
居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業
補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり返還するよう命じま
す。

1 返還の理由

2 交付済みの補助金額

円

3 返還すべき補助金額

円

4 返還金の納期限

年 月 日

様式第 13 号(第 14 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地
請求者 団体名
代表者

こどもの居場所づくり支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこどもの居場所づくり支援事業補助金について、笛吹市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額

円

2 請求額

円

3 概算払の理由

4 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		